

**観音寺市立小・中学校
教職員の働き方改革プラン**

平成 30 年 9 月

観音寺市教育委員会

目 次

1. 教職員の働き方改革の目的	1
2. 本プランの位置づけと計画期間	1
3. 観音寺市立学校における勤務の実態	2
4. 本プランの目標	3
5. 取組の方向性	3
6. 観音寺市教育委員会の具体的な取組	4
7. 重点的に取り組む事項	5

<資料>

■ 参考1：これまでの本市における教職員の働き方改革の取組について	6
■ 参考2：香川県における教職員の勤務の実態について	7

1. 教職員の働き方改革の目的

本市の学校教育は、日々、子どもたちと向き合う教職員の、教育に対する情熱と献身的な努力によって支えられています。一方で、学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教職員一人一人が担うべき業務は、質・量ともに増加してきており、教職員の長時間勤務が常態化しています。

このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながるものが懸念されるところです。今後も、本市の学校教育の質の維持、向上を図るためには、このような学校の役割分担をはじめ教職員の勤務状況を含む働き方を見直していくことが喫緊の課題であると考えています。

このため、市教育委員会では、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策（H29.12.26）」及び香川県教育委員会の「教職員の働き方改革プラン（平成30年3月）」の通知を踏まえ、「観音寺市立小・中学校教職員の働き方改革プラン」を取りまとめました。

このプランは、教職員が心身両面の健康を維持しながら、学習指導や生徒指導などの教育活動に誇りをもって意欲的に取り組むことができる環境づくりを目的に、学校、保護者、地域の方々とともに、地域や学校の実情を踏まえて、主体的に教職員の働き方改革を進めていくための具体的な方策を示しています。

市教育委員会は、教職員の働き方改革を実現すべく、その中心的推進者として、学校、保護者、地域と緊密な連携を図りながら、本市の子どもたちの健やかな成長と学校教育の持続的向上をめざします。

広く市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

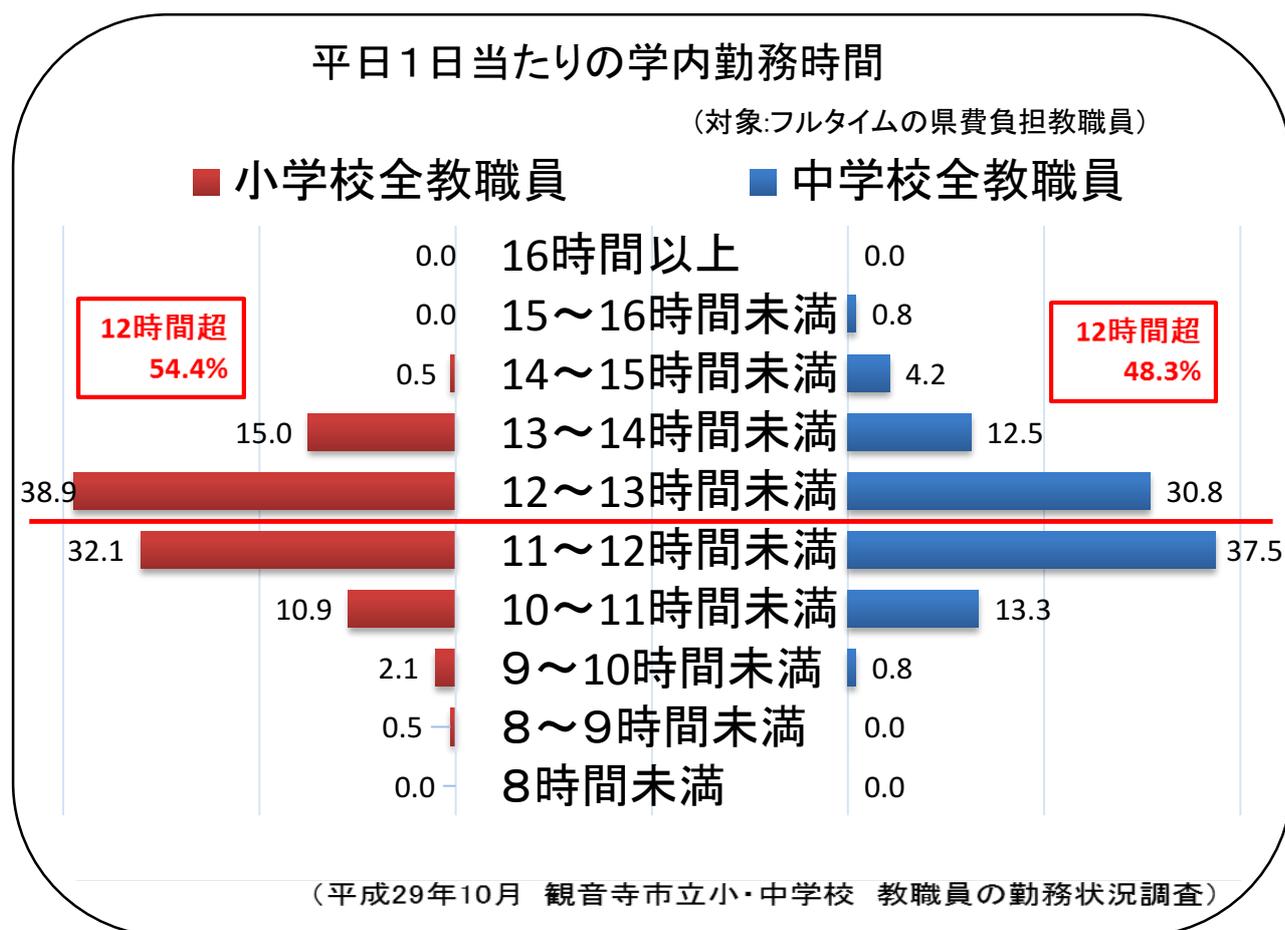
2. 本プランの位置づけと計画期間

教職員の働き方改革を進め、長時間勤務の改善を図っていくためには、学校現場だけでなく、教育委員会が学校と共通の認識に立ち、連携・協力しながら総合的、計画的に取り組むことが不可欠です。そのためには、教育委員会が、学校現場の実態を正確に把握したうえで、改善目標や取組内容、実施時期などを明確にした実施計画を策定することが必要です。

本プランは、観音寺市立小・中学校に関して、教職員の働き方改革を進めていくにあたっての改善目標や取組内容を明確にした市教育委員会の実施計画であるとともに、各学校においては、これらの実施計画に基づく学校の経営方針に沿って、働き方改革に向けた取組が進められることを促すものです。

なお、本プランで掲げている取組については、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、市内小中校長会とともに、その取組状況を点検することで内容の改善を図ります。

3. 観音寺市立学校における勤務の実態



<校種ごとの状況>

① 小学校

○ 学級担任制であることから、担任の授業時数が多くなっている上、昼休み等の休憩時間も児童と一緒に活動し、児童の安全への配慮等を行っていることが多く、児童在校中は校務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にあります。

○ 教育活動の維持・充実を図るために、平日の勤務時間外や休日に業務を行うことが以前から常態化しています。また、保護者からの相談は勤務時間後になることも多く、相談を受けてからの協議や対応にも一定の時間を必要とします。

(小・中共通)

○ 勤務時間の把握については、現状においてほとんどの学校が管理職による現認により行われています。(小・中共通)

② 中学校

○ 教科担任制であり、教科により授業時数が異なりますが、特に生徒指導は授業を行わない時間に加えて、放課後の対応も求められ、長時間労働の原因の一つになっています。また、部活動指導に関わる時間も長いことから、授業準備等の時間を確保することが難しい状況にあります。

○ 特に中学校では、生徒指導や進路指導に関する業務に加え、部活動指導に関わる時間が、平日、休日を問わず長くなっており、小学校と同様に、人員不足の解消を求める意見があります。一方で、部活動指導については、実態を踏まえた丁寧な検討を求める意見もあります。

4. 本プランの目標

教職員の常態化する長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要です。

そこで、学校における教職員の勤務について、次のことをめざします。

- ① 時間外勤務が月 45 時間を超える教職員数を 50%以下とする。
- ② 時間外勤務が月 80 時間を超える教職員をゼロにする。

※ 厚生労働省「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」によれば、月45時間を超えて時間外勤務を行わせることが可能である場合であっても、事業者は、実際の時間外労働を月45時間以下とするよう努めるものとされています。

また、時間外・休日労働時間が2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、医師による面接指導を実施するよう努めるものとされています。

5. 取組の方向性

教職員の働き方改革を推進するためには、業務の適正化や効率化に対する意識をもって業務に取り組むとともに、改革の必要性について保護者や地域の方々の理解を深め、連携を図ることが不可欠であると考えています。

以上のことから、本プランでは取組の方向性として次の4点において、総合的な対策を講じていくこととします。

(1) 業務の適正化

長時間勤務の改善に向けては、まず勤務の状況を正確に把握したうえで、教職員が真に担うべき業務であるかを精査し、業務の役割分担の見直しを行うほか、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うよう努めます。

(2) 業務の効率化

業務の適正化とともに、真に教職員が取り組まねばならない業務について、ICT化の推進や校務分掌の見直し等により、より効率的、効果的に行うよう努めます。

(3) 学校運営の改革と意識改革

学校現場において、業務の適正化や効率化にスピード感を持って取り組むためには、管理職の的確なマネジメントとともに、「チームとしての学校」という理念を教職員間で共有することが重要です。

(4) 保護者、地域への理解促進

働き方改革の推進にあたっては、学校と市教育委員会の取組にとどまらず、保護者や地域住民の理解を深め、連携や協働を積極的に進めていくことが重要です。

6. 観音寺市教育委員会の具体的な取組

観音寺市教育委員会では、教職員の働き方改革を推進するため、前項で示した4観点《業務の適正化・業務の効率化・学校運営の改革と意識改革・保護者、地域への理解促進》から、以下の項目に取り組みます。

(1) 業務の適正化に関すること

- ① 学校が直面する諸課題に積極的に対応する指導體制の推進
 - 新しい学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、特別支援教育支援員や外国語指導助手、学校司書、市費講師の配置等、学校支援体制の充実を図ります。
- ② 専門スタッフの配置と活用
 - 市独自の取組である市費学校事務職員及び学校司書の配置と有効活用を推進します。
 - 部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置に向けて検討します。

(2) 業務の効率化に関すること

- ① 教育課程内の学校教育活動・学校運営の効率化
 - 客観的に把握した勤務状況調査の結果を生かし、学校の実情を踏まえた校務分掌の見直しを積極的に推進します。
 - 県教育センターが実施するオンライン研修を積極的に活用し、教職員の資質向上とともに、研修に係る負担軽減に努めます。
- ② ICT環境の充実
 - 学級通信や連絡帳等の紙媒体による連絡手段と併用して、行事の開催通知や緊急連絡などには、SNSやメールの一斉送信を積極的に活用します。
 - 校務支援システム導入に向け、システムの共通化の動向を踏まえて業務のICT化を進めます。

(3) 学校運営の改革と意識改革に関すること

- ① 働き方改革を進める教職員への支援
 - 年次休暇の取得の促進や育児休暇等の取りやすい職場づくりに努め、ワーク・ライフ・バランスの観点から総勤務時間の短縮を図ります。
 - 客観的に把握した勤務時間を見える化し、適正な勤務時間管理をすることで、教職員の時間管理に対する意識を高めます。
- ② 心身ともに健康を維持できる職場づくり
 - 学校改善の重点目標に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、各学校の実情に即して具体的な取組を進めます。
 - ストレスチェックをはじめとする教職員のメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、その積極的な活用を全教職員に促し、検査結果を本市の働き方改革、学校改善に活用します。

(4) 保護者、地域への理解促進に関すること

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入及び効率的、効果的な運営に向けて、先進的な取組事例や留意点などの情報を積極的に提供します。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくことを目的とした地域学校協働活動を推進します。

7. 重点的に取り組む事項

これまでも本市においては、地域の実情や学校の状況を踏まえ、教職員の働き方に関する種々の取組を積極的、自主的に進めてきたところです。

今回、本プランの策定にあたり、これまでの本市の取組の成果等も勘案し、長時間勤務の改善のため、早急に取り組む必要性のあるもの、効果が期待できるもの等のうち、次の4つの項目を重点取組事項として掲げます。

[小中共通]： 出退勤時刻記録システムの導入

教職員の働き方改革を実現するにあたっては、勤務の状況を正確に分析し、業務の適正化を図る必要があります。その前提として、各教職員の勤務時間を客観的に把握することが不可欠であり、平成30年度から、ICカードを利用した出退勤時刻記録システムを導入します。

[中学校]： 部活動に関する休養日の拡大 (毎月6日に拡大)

☆毎月第1・第3日曜日 (香川県校長会申し合わせ事項) + 毎週平日1日☆

部活動は、中学校の時間外の業務の大きな要素であり、特に休日出勤の原因ともなっていることから、その効率的、効果的な実施は、教職員の働き方の見直しの観点からも、早急に取り組むべき課題と考えます。これらのことから、部活動休養日を拡大し、その徹底に努めていきます。

さらに、スポーツ庁のガイドライン(平成30年3月)に沿った望ましい休養日や活動時間の設定については、引き続き、市中学校長会とも慎重な協議を重ねます。

[小中共通]： 夏季休業中における学校閉庁日 (3日間) の設定

☆ 8月13日～15日 ☆

来校者や電話連絡等が少ない夏季休業中に、全ての教職員が休暇取得できる体制を整え、心身のリフレッシュを図るために、平成30年度より、学校閉庁日を設けます。

[小中共通]： 夜間・休日における留守番電話対応等の導入

緊急時の連絡体制を確保したうえで、児童生徒が下校し、一定時間が経過した平日の夜間や休日は、業務終了をお知らせする音声メッセージ対応とすることも検討します。

これは、教員が帰宅しやすい環境を構築する上では、有効な取組ですが、保護者や地域の方々の理解と協力が不可欠であり、今後、慎重に検討を重ねていきます。